

PG07-1 地域共生社会の実現に向けた取組について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
包括的支援体制整備推進官 鏑木 奈津子



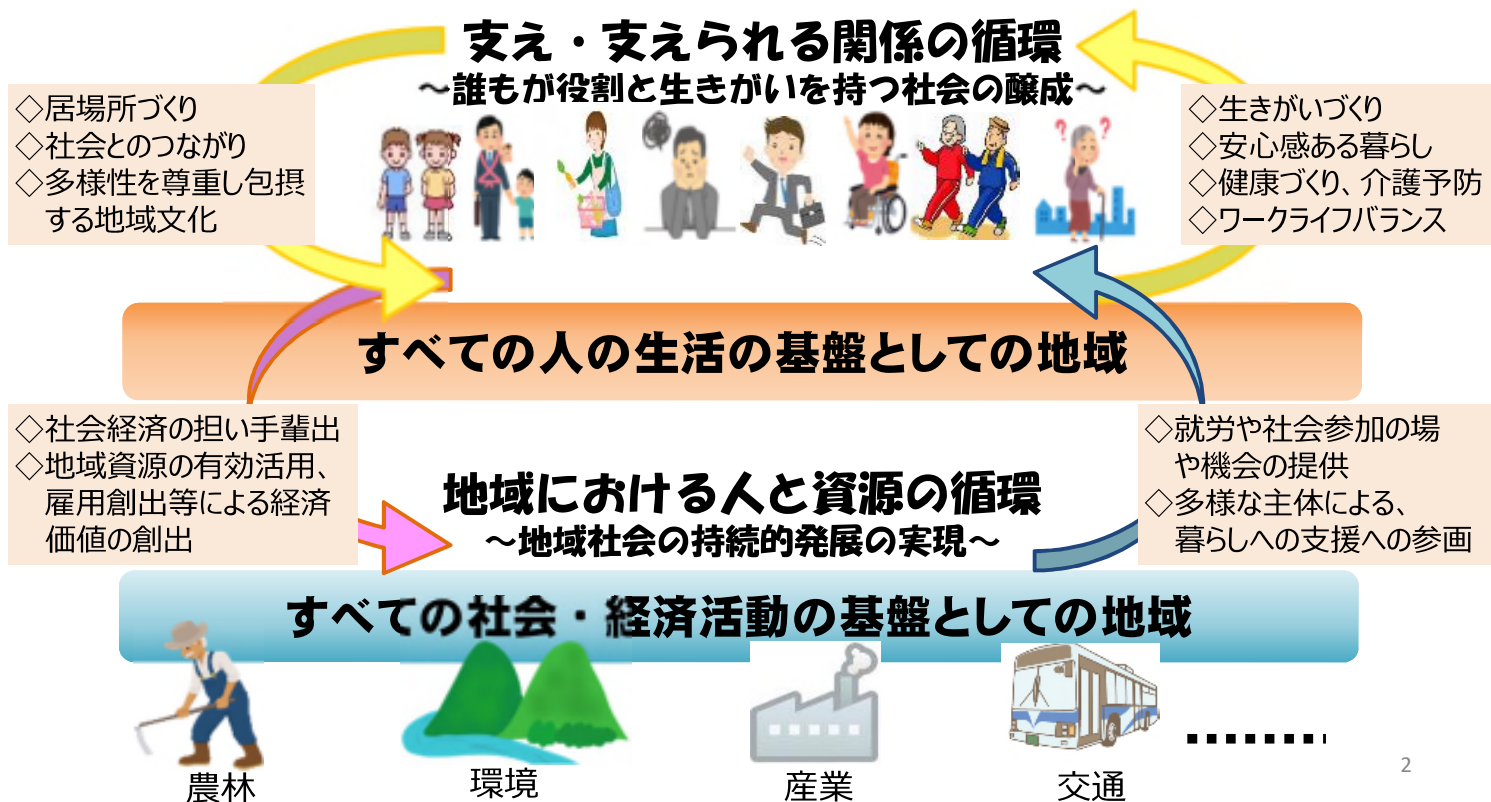
重層的支援体制整備事業について — 地域共生社会の実現に向けて —

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
包括的支援体制整備推進官
鍋木奈津子

1. 地域共生社会の実現に向けた これまでの検討の経緯

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



2

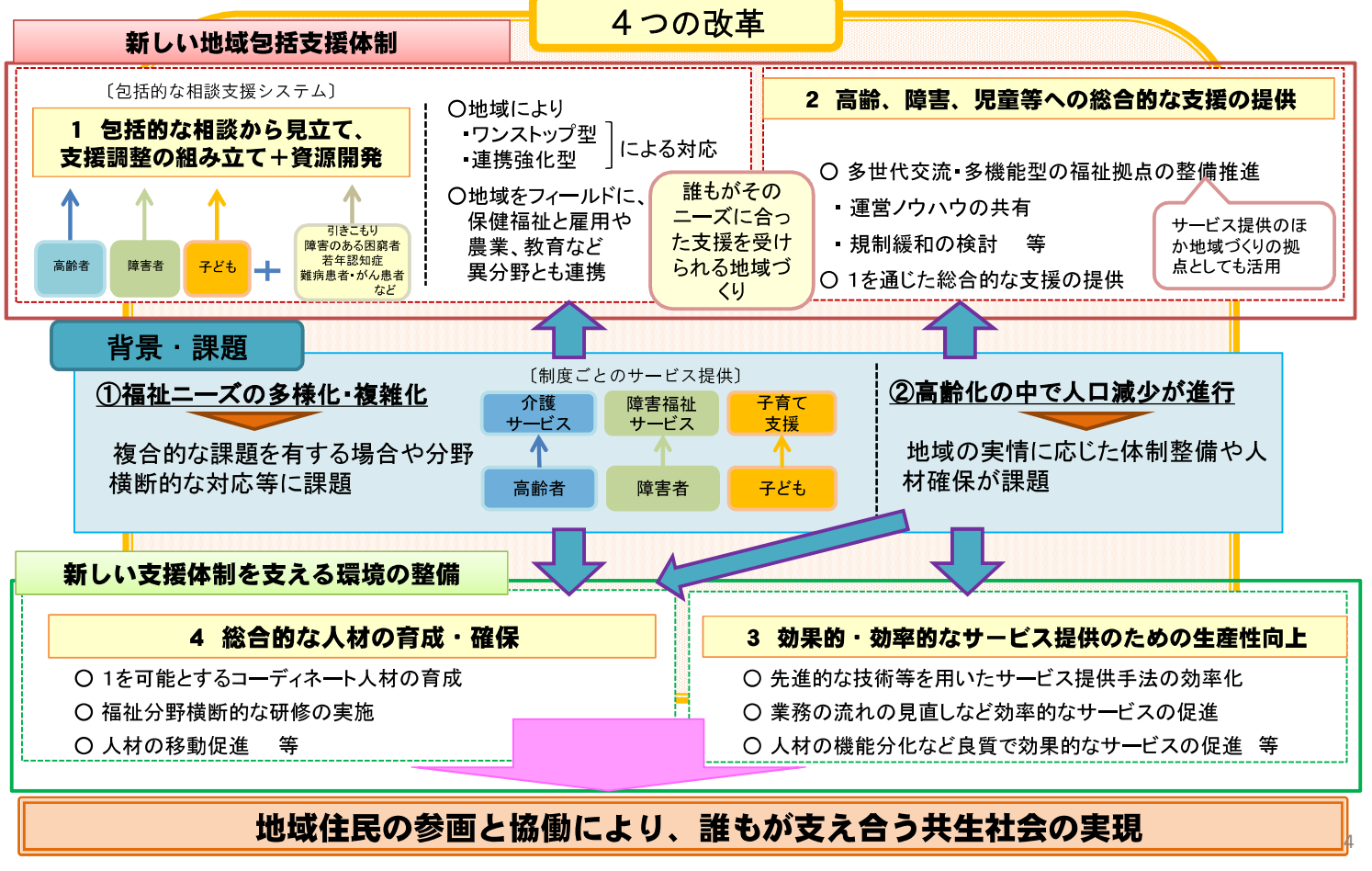
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」**(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」**(閣議決定)に**地域共生社会の実現が盛り込まれる**
 - 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
 - 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
 - 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)**を提出
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
 - 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
 - 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
 - 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 **地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)**設置
 - 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
 - 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 **社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)**を提出
 - 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

3

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など**全ての人々が地域、暮らし、生きがい**を共に創り、**高め合うことができる「地域共生社会」**を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

6

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

- 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。
 - ・ 介護保険制度の地域支援事業
 - ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
 - ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
 - ・ 健康増進事業
 - ・ その他の国庫補助事業
 - ・ 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

- 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。
- その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

7

| | |
|-----------|---|
| <p>A町</p> | <ul style="list-style-type: none"> 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 <p>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</p> |
| <p>B市</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高年齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</p> |
| <p>C市</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p> |

2. 地域共生検討会での議論

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・地域共生社会の実現に向け、中長期的視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

| | | | |
|--------|---|---------|--------------------------------------|
| 朝比奈 ミカ | 中核地域生活支援センターがじゅまる センター長 | 田中 滋 | 埼玉県立大学 理事長 |
| 池田 洋光 | 高知県中土佐町長 | 知久 清志 | 埼玉県福祉部長 |
| 池田 昌弘 | NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 | 野澤 和弘 | 一般社団法人スローコミュニケーション 代表 植草学園大学 客員教授 |
| 大原 裕介 | 社会福祉法人ゆうゆう 理事長 | 原田 正樹 | 日本福祉大学 副学長 |
| 奥山 千鶴子 | NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長 | 平川 則男 | 日本労働組合総連合会 総合政策局長（第6回まで） |
| 加藤 恵 | 社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長 | 堀田 聡子 | 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授 |
| 菊池 馨実 | 早稲田大学法学学術院 教授 | 本郷谷 健次 | 千葉県松戸市長 |
| 佐保 昌一 | 日本労働組合総連合会 総合政策推進局長（第7回から） | 宮島 渡 | 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表 |
| 助川 未枝保 | 船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長 | ◎ 宮本 太郎 | 中央大学法学部 教授 |
| 立岡 学 | 一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事 | 室田 信一 | 首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授 |

（◎：座長）

4 審議スケジュール・開催状況

| | |
|---------------------|-----------------------------------|
| （第1回）2019年 5月16日（木） | 地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について |
| （第2回）2019年 5月28日（火） | 関係者からのヒアリング等 |
| （第3回）2019年 6月13日（木） | 包括的な支援について① |
| （第4回）2019年 7月 5日（金） | 包括的な支援について② |
| （第5回）2019年 7月16日（火） | 中間とりまとめ案について |
| （第6回）2019年10月15日（火） | 新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング |
| （第7回）2019年10月31日（木） | 包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング |
| （第8回）2019年11月18日（月） | これまでの議論をふまえた整理 |
| （第9回）2019年12月10日（火） | 最終とりまとめ案について |

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

10

日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050）している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

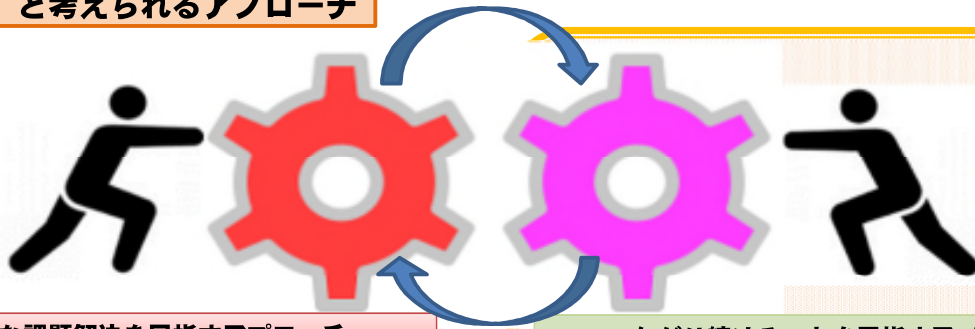
◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

12

伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気にかける関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

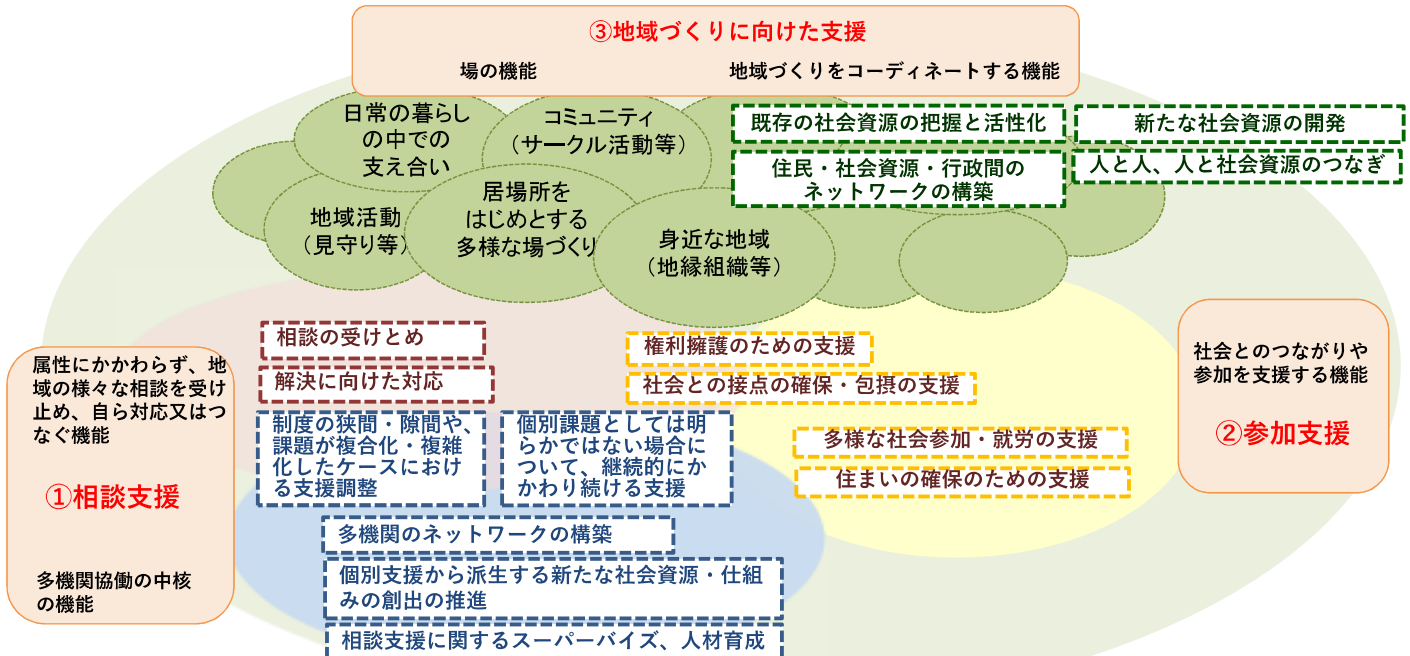
セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - 一地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - 一専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

13

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



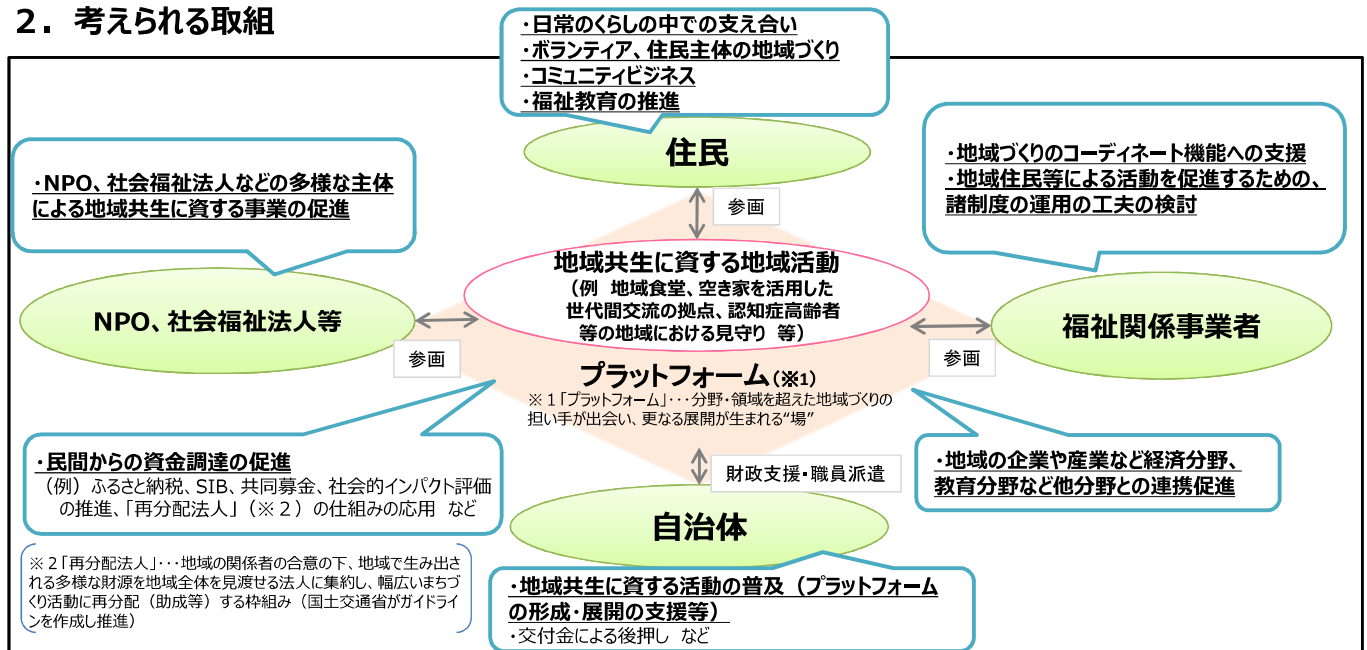
地域共生に資する取組の促進

～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組

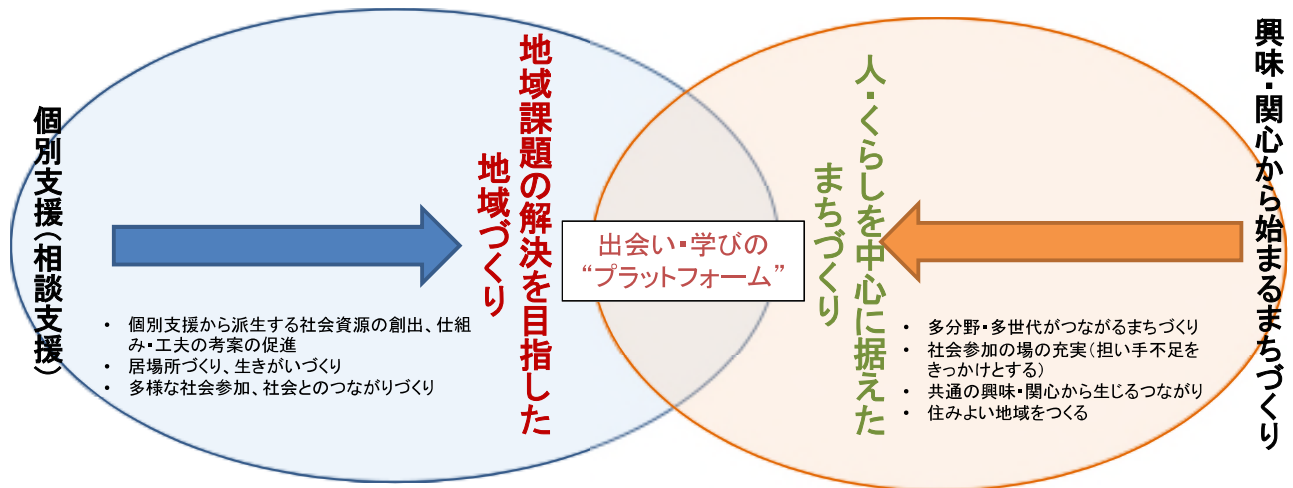


多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



16

3. 重層的支援体制整備事業の枠組み

17

地域共生社会の実現

○地域住民が抱える課題が**複雑化・複合化(8050世帯、ダブルケア等)**。

▼高齢、子ども、障害等の属性別の従来支援体制→**複合課題や狭間のニーズへの対応が困難**。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動き

→各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

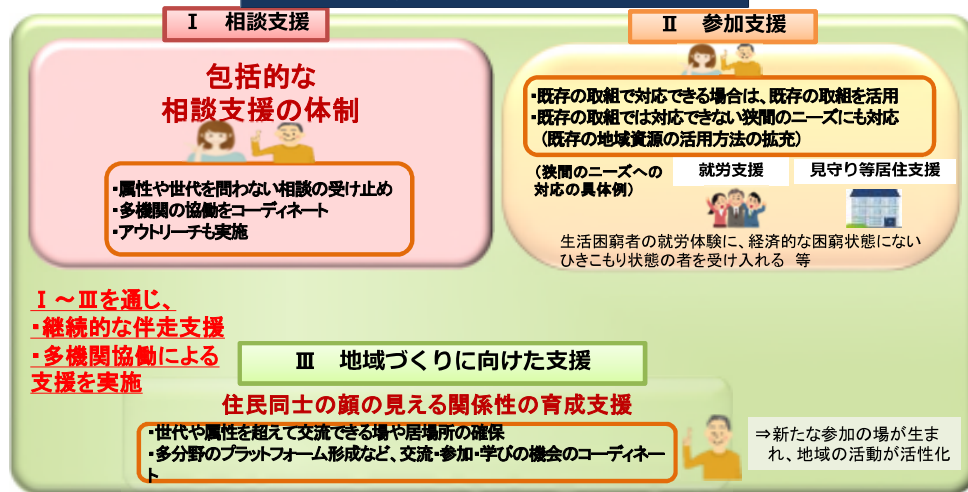
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

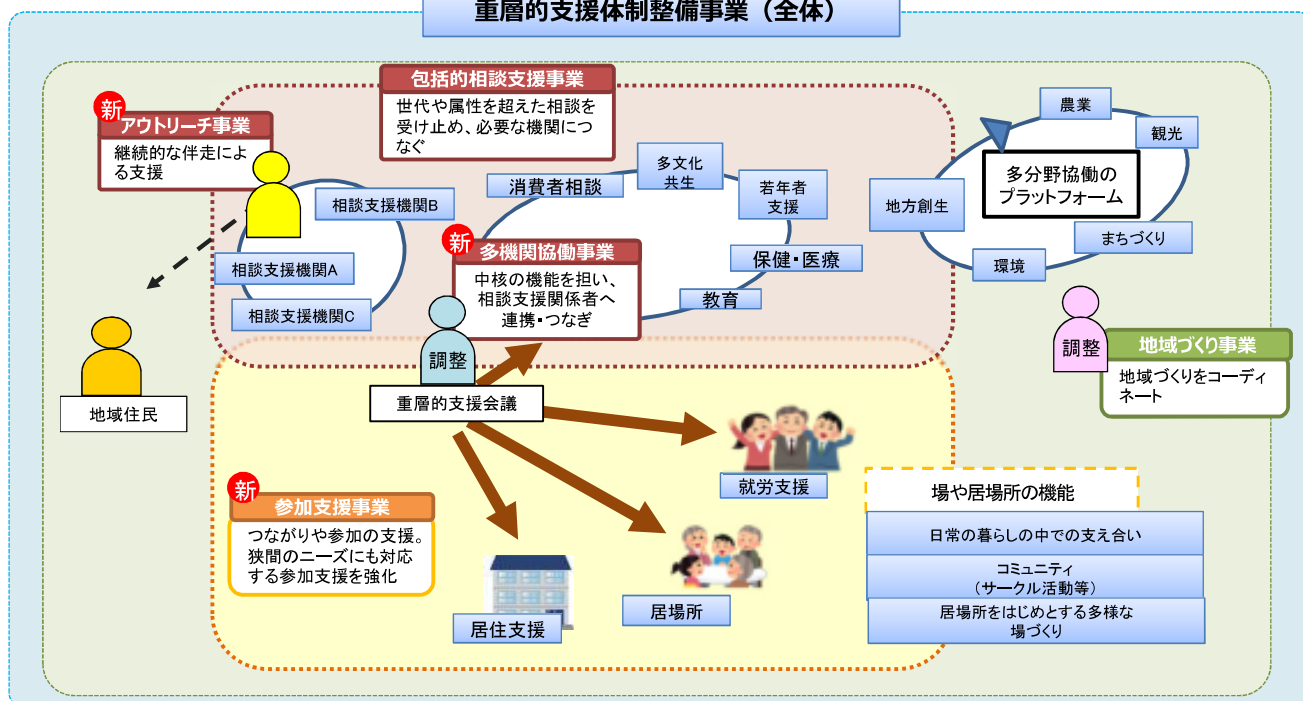
重層的支援体制整備事業(R3.4～)



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ事業**により本人との関係性の構築に向けて支援する。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

重層的支援体制整備事業(全体)



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

| | | 機能 | 既存制度の対象事業等 |
|-----|--|-------------|---|
| 第1号 | イ | 相談支援 | 【介護】地域包括支援センターの運営 |
| | ロ | | 【障害】障害者相談支援事業 |
| | ハ | | 【子ども】利用者支援事業 |
| | ニ | | 【困窮】自立相談支援事業 |
| 第2号 | 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供 | 新 | |
| 第3号 | イ | 地域づくりに向けた支援 | 【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業） |
| | ロ | | 【介護】生活支援体制整備事業 |
| | ハ | | 【障害】地域活動支援センター事業 |
| | ニ | | 【子ども】地域子育て支援拠点事業 |
| 第4号 | アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能 | 新 | |
| 第5号 | 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 | 新 | |
| 第6号 | 支援プランの作成（※） | 新 | |

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

20

包括的相談支援事業とは

（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

○ 支援機関のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

22

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

23

参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

- **社会とのつながりを作るための支援を行う**
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

(参加支援事業の取組例)

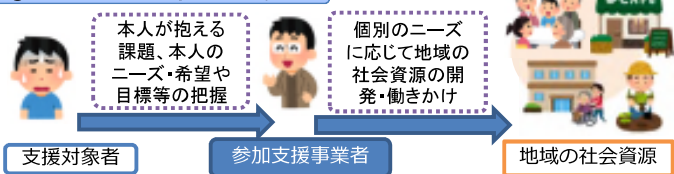
- ・ 生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- ・ 就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- ・ 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する

24

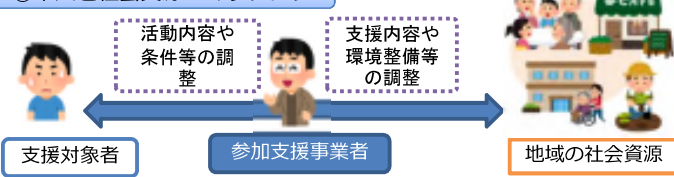
参加支援事業について(イメージ)

- 参加支援事業は、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、
・ 利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行う
・ マッチングしたのち、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができていないかフォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行うことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

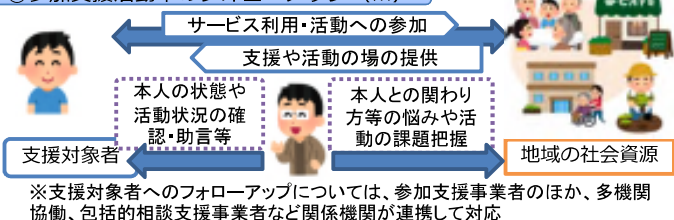
①個別ニーズの把握・資源開拓



②本人と社会資源のマッチング



③参加支援活動中のフォローアップ(※)



参加支援の対象者像

既存の各制度における支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

(例)

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害福祉サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

地域の社会資源の活用例

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源も、自治体の状況や支援対象者のニーズに応じて開発を図るものなどが想定される

【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉における就労支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

25

地域づくり事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

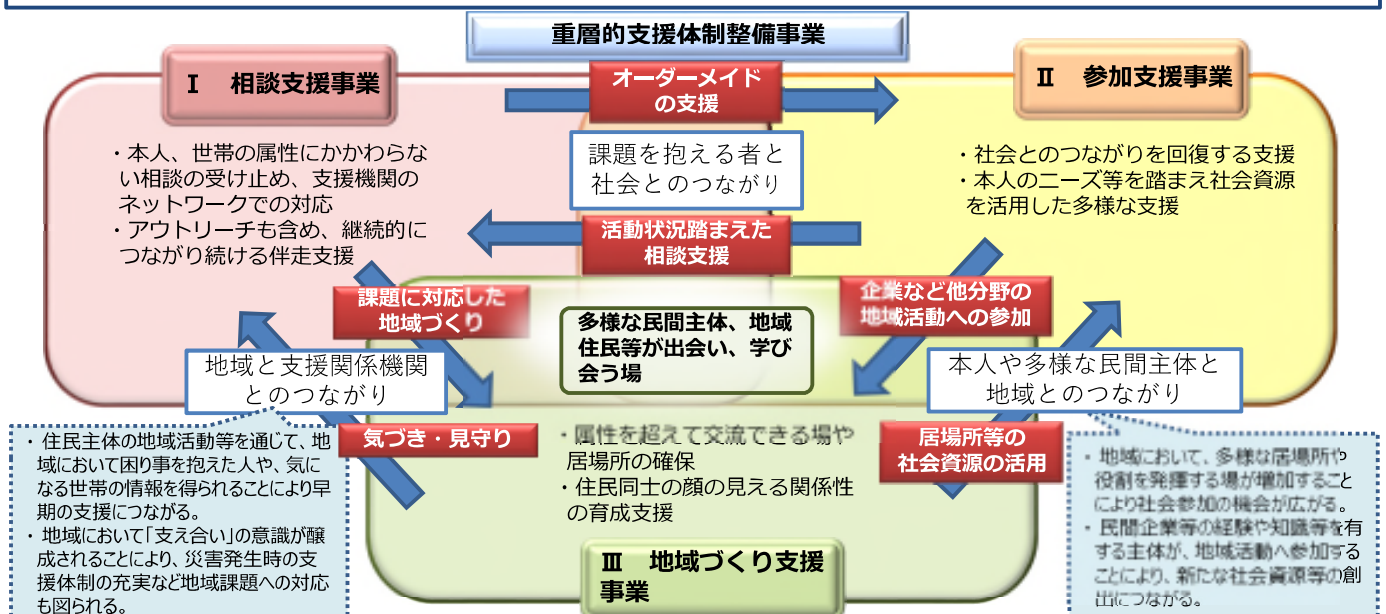
- **世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**
地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる**多様な場や居場所を整備**する。
- **交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする**
地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。
また、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。
- **地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る**
多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

(※) 包括化の対象事業…【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

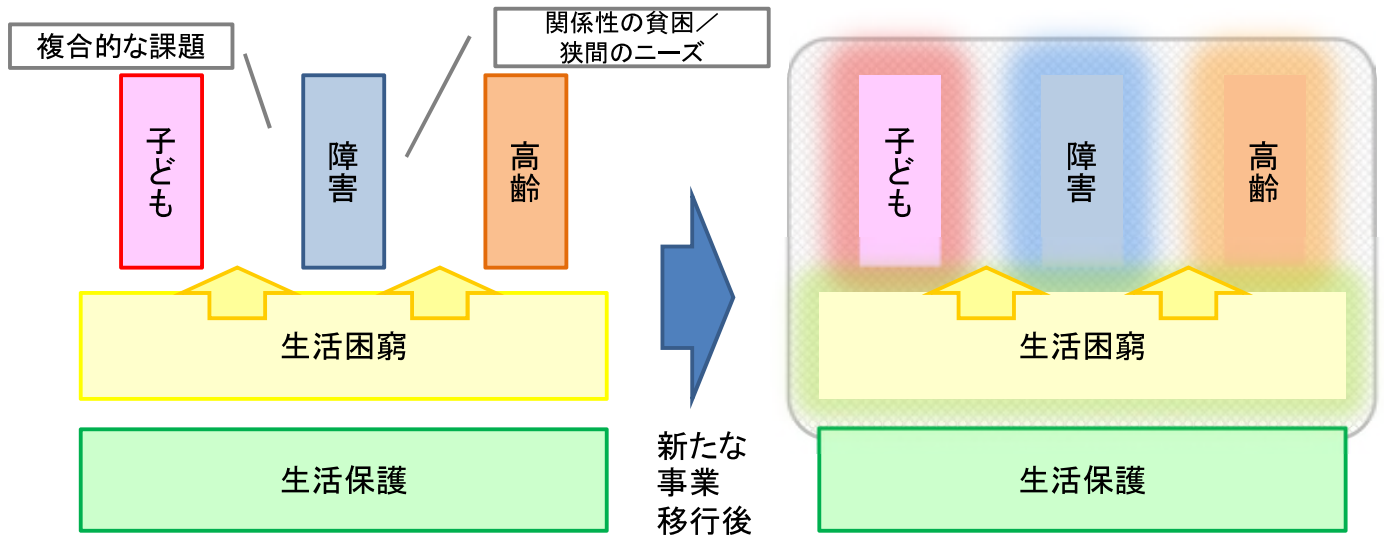
「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
 - 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（**相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実**）
 - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（**地域資源の開拓**）
 - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりがやすくなる。（**地域の支え合い**）
- 多様なつながりが生まれやすくする環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



28

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

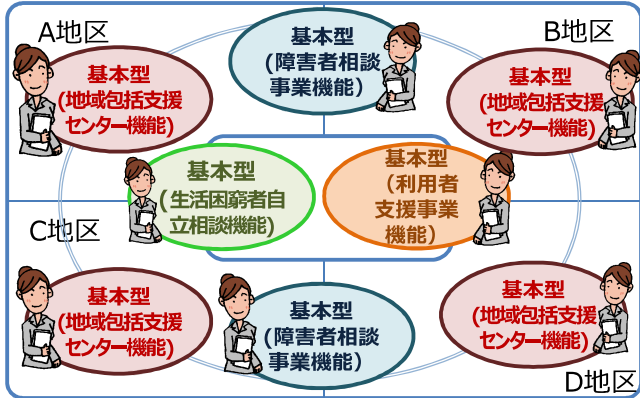
- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
 - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
 - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
 など様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

| 類型 | 内容 |
|----------|---|
| 基本型事業・拠点 | ○ 単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。 |
| 統合型事業・拠点 | ○ 複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。 |
| 地域型事業・拠点 | ○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。 |

29

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例

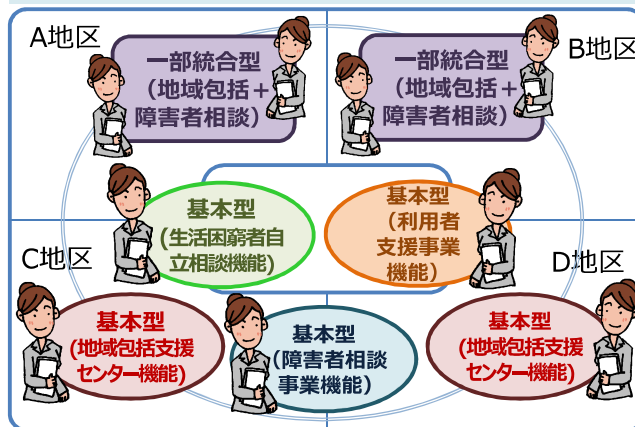


既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



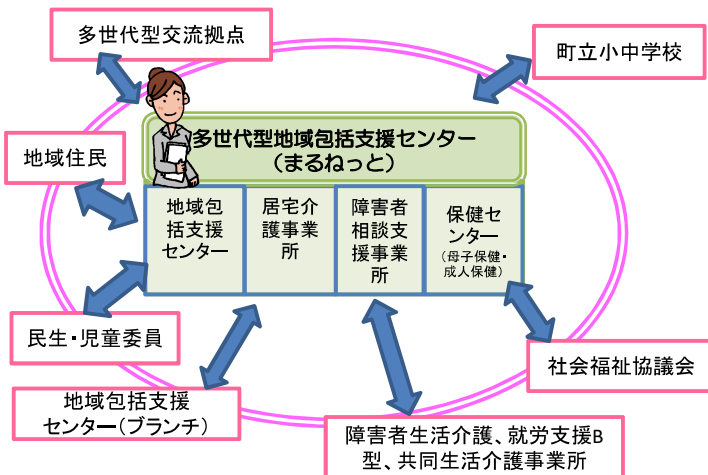
※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



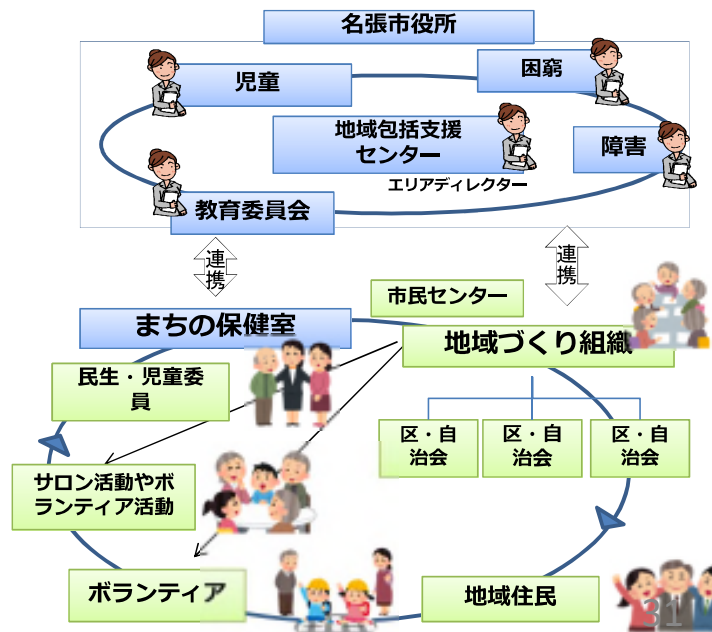
秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

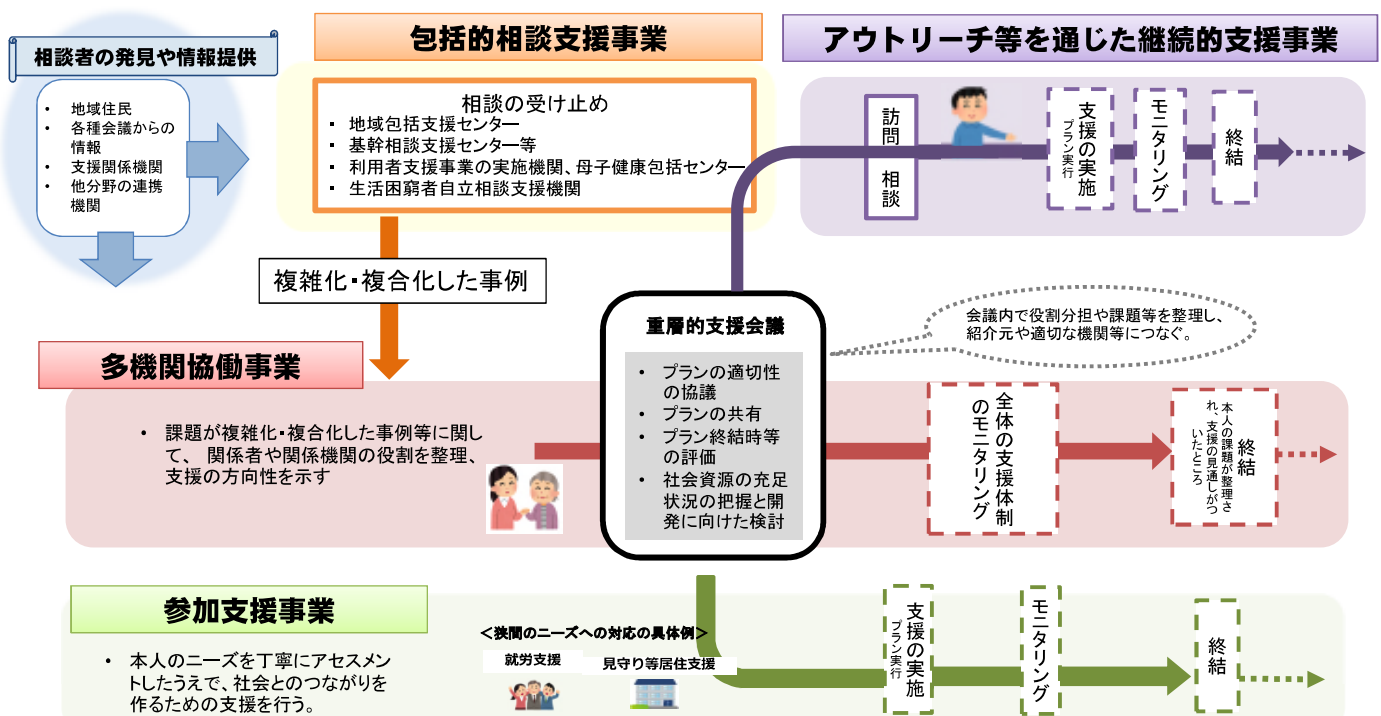
- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



4. 重層的支援体制整備事業の支援フロー

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

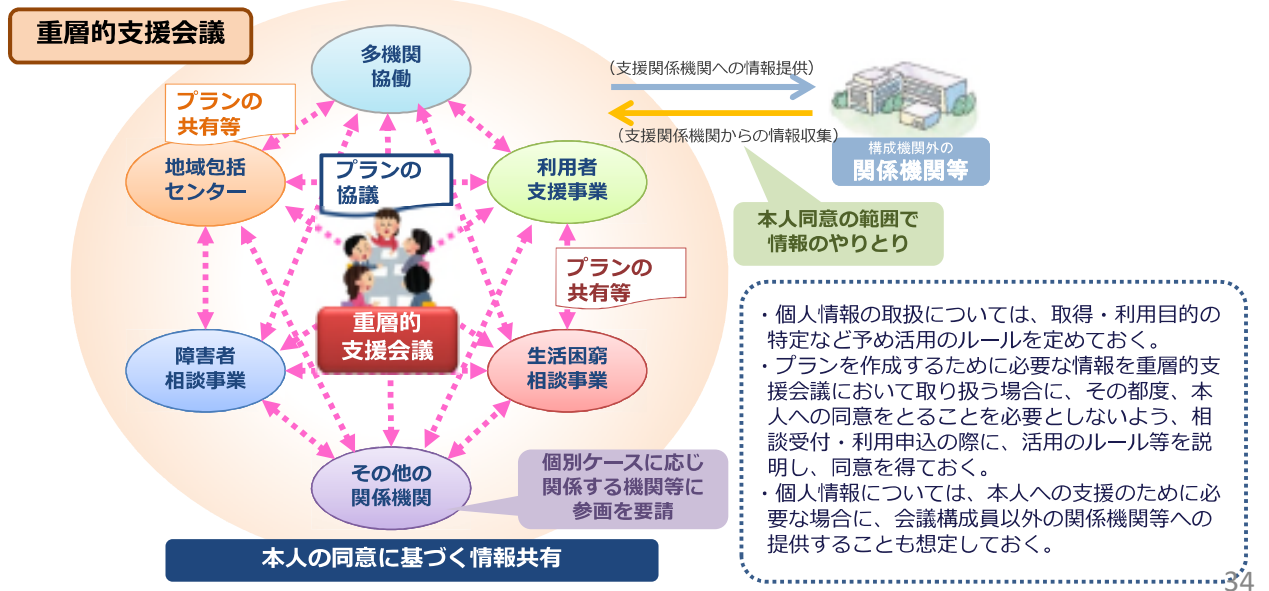
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援会議について

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- 重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議することから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。



重層的支援会議の開催方法等

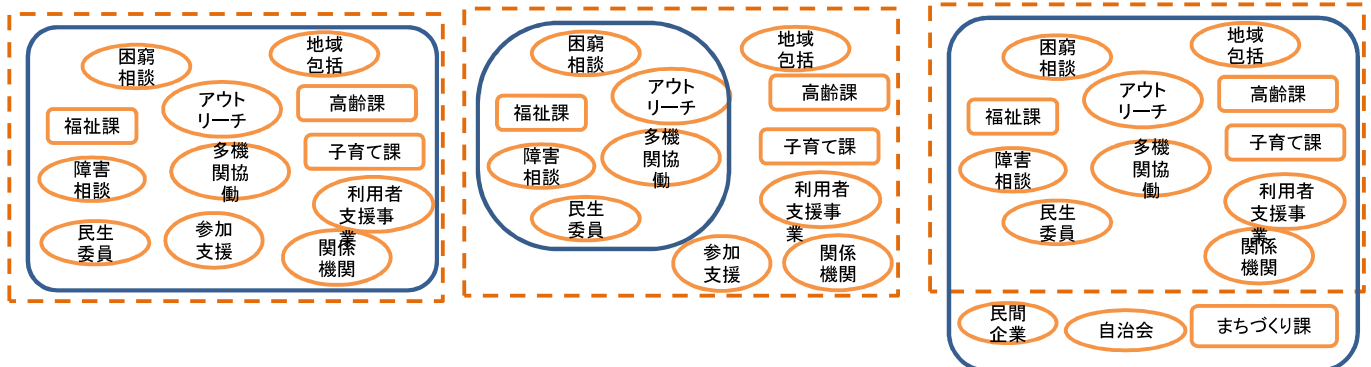
- 重層的支援会議については、その開催目的などに応じて、参加者、開催頻度など様々な開催形態を組み合わせて実施することが考えられる。
- また、地域ケア会議、要保護児童地域対策協議会などの既存の会議体と組み合わせて開催するなど効率的・効果的な実施方法を検討することが重要。

重層的支援会議の開催方法(例)

定期的に、複数ケースをまとめて協議するため、会議構成員の全員が参集して開催する場合

早期に支援プランを策定するため、随時、個別のケースに関係する機関のみで開催する場合

地域の社会資源の開発や地域住民の支援等を検討するため、会議の構成員を追加して開催する場合



- : 既存の会議体の基本的な構成機関
- : 重層的支援会議の基本的な構成機関

重層的支援会議の開催方法等

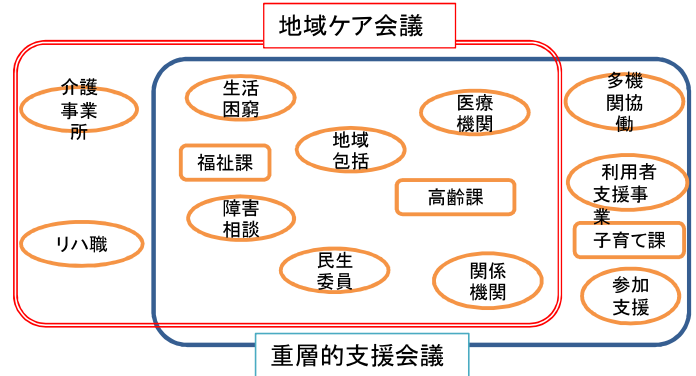
他の会議体とあわせて開催する例

① 構成員が同一で、他の会議体と重層的支援会議を兼ねて開催する場合



※ 地域ケア会議など分野別の会議体で協議すべき事案と、重層的支援会議で協議する事案が区分される場合は、前半は地域ケア会議として、後半は両会議体を兼ねる形とするなど、議題に応じて開催形態を区分することも考えられる。

② 構成員が一部重複しており、他の会議体の開催日に合わせて重層的支援会議を開催する場合



※ 個別の会議体と、重層的支援会議の構成員の一部が重複する場合、例えば、先に地域ケア会議として実施後、一旦地域ケア会議としては閉会した上で、重層的支援会議の構成員にはそのまま引き続き重層的支援会議として開催することも考えられる

【留意事項】

・個人情報の取扱について、①の場合、会議参加者全員が重層的支援会議の構成員となるため、重層的支援会議内で情報を取り扱うことについて本人同意を得ておく。②の場合、地域ケア会議のみの構成員に対しては、重層的支援会議の情報共有に関する本人同意の範囲外となるため、重層的支援会議の構成員のみでの協議とする。また地域ケア会議のみの構成員が個別ケースの協議に必要な場合については、予め臨時に重層的支援会議の構成員とするか、他の会議体の構成員への情報提供について同意をとるなどの対応が必要。

※ 重層的支援会議内の情報共有について本人同意が得られていないケースを扱う場合は、「支援会議」として開催する。

・必要に応じて、それぞれの会議の設置規定や開催費用の負担方法を調整しておくことが必要

支援会議の仕組み

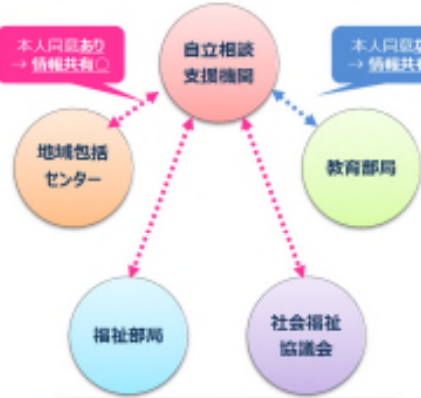
- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。

※ 支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば、各自治体の判断で生活困窮者自立支援法に基づく「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「(自立支援)協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない。

現行制度における課題

- 支援における情報共有は本人同意が原則
 - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
 - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者間で把握・共有されていない事案等の中には、世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案がある。

例



各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- 守秘義務の設定
 - ・ 本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。

例

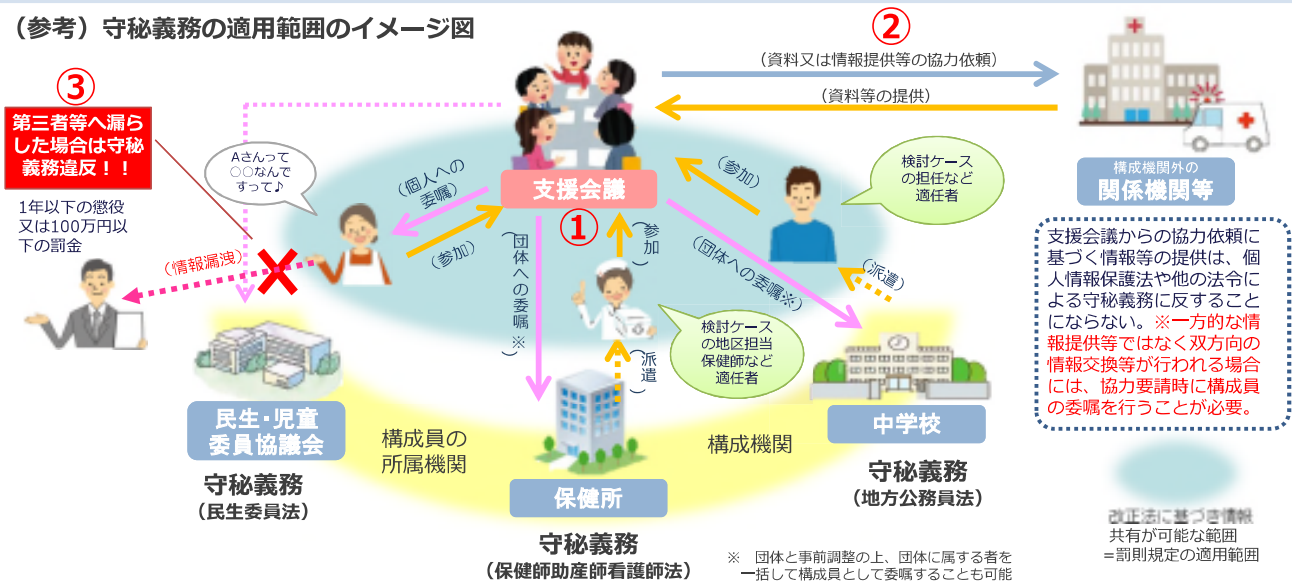


支援会議における守秘義務

支援会議における守秘義務の適用範囲

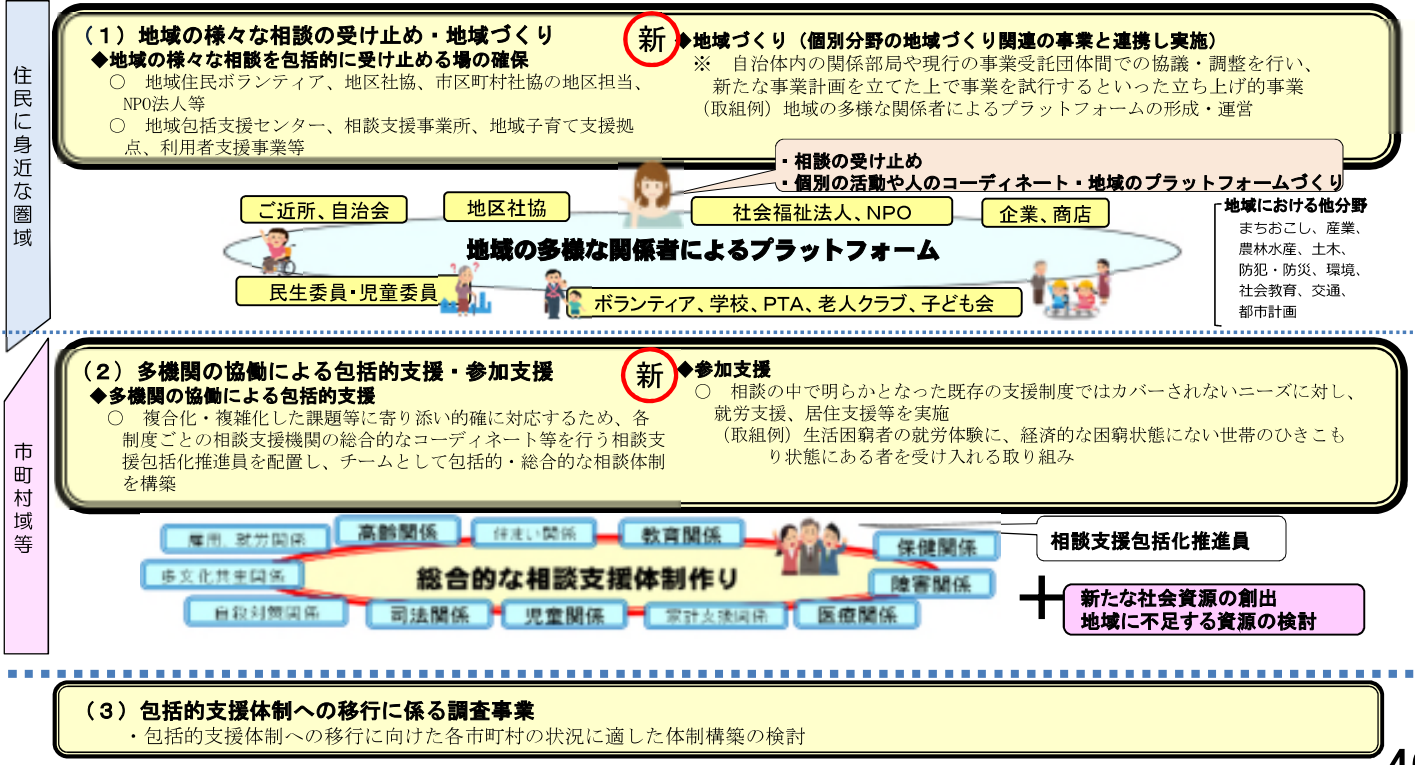
- ① 改正法では、重層的支援体制整備事業に関わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における課題を抱える住民に関する情報共有を行えるようにした。**
 - ② また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、**関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になる。**
 - ③ なお、支援会議の構成員は正当な理由なく、支援会議の中で共有された課題を抱える地域住民に関する個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることになる。**
- ※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。**

(参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図



5. 平成28年からのモデル事業からみえる効果

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施



モデル事業の効果 -1

- 各市町村から様々な**モデル事業の効果**が挙げられている
- 各分野が連携して取り組む重層的支援体制整備事業を実施する際も、同様の効果が期待できるものと考えられる。

➤ 職員の意識変化が生じた・意識が高まった

- ・相談がないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけが必要との認識
- ・「対応する制度がないから対応しない」ではなく、まずは受け止め・関わりをつくること重要という姿勢に変わった
- ・世帯全体の課題を捉えようとする視点に変わった
- ・町全体の課題として考え、課題解決に向き合うようになった
- ・多機関で検討しようという意識に変わった
- ・多職種で解決することを考えるようになった
- ・各課の事業が見える化され、後方支援を行う意識ができた
- ・縦割り意識が少なくなった

➤ 相談件数・支援件数の増加

- ・窓口を設置することにより、相談があがってくるようになった

➤ 世帯として課題を抱えているケースの顕在化

- ・分野ごとの業務紹介・事例検討の実施により複合的な課題を抱える世帯の存在・実態がわかるようになった

➤ 連携会議が設置・開催された

- ・複合的な課題を有するケースに対する支援会議が開催されるようになった
- ・定期的な情報交換会を開催
- ・地域共生ケース会議を設置し、ケースのまとめ役を置く形とした

モデル事業の効果 -2

➤ 分野（部署、専門性）を超えた連携ができるようになった

- ・教育と福祉の連携により課題を共有できた
- ・エリアディレクター会議を中心に、教育委員会と福祉部の情報共有が進んだ
- ・（分野を超えた）担当者同士のつながりができた
- ・社協が中心となることで縦割りの弊害がなく、途切れない支援体制が構築できた
- ・既存の相談機関が把握していた複合問題ケースについてのつながりが増えた
- ・相談支援機関からの相談・照会が増えた
- ・個別ケース会議の開催・参加への協力が得られやすくなった
- ・在宅福祉系連携会議により連携が活性化し、情報共有が進んだ
- ・関係機関の役割分担が明らかになった
- ・研修（会）の開催につながった
- ・支援困難事例を適切な支援につなげることができた
- ・課題解決の方向性が確認できた、SVの助言により支援が円滑に進んだ
- ・企業・団体等とともに職業体験ができる場「こえる場！」の開拓をはじめた

➤ 副次的な効果

- ・職場の雰囲気よくなった
- ・他分野の政策（公共交通、住宅等）に福祉部門の意見が求められるようになった
- ・地域の互助組織ができた／交流が増えた
 - * 地域の住民同士の互助組織「おすそわけ隊」が発足した
 - * 防災となり組や集落活動センター・あったかふれあいセンター等の地域の拠点施設やその職員との交流が増えた

※ モデル事業の効果とともに、課題として挙げられてもの

- ・会議が増加した
- ・対応が進むまで、担当課が抱える案件が増えてしまう
- ・解決に至らず、見守り継続等の対応となる案件が増えてしまう／どこまで関わるべきかがわからない

42

モデル事業の効果 -3

● モデル事業の実施によって対応できるようになったケースとして挙げられた具体例（一例）

- ・手帳を有していない精神障がい者などがある世帯で家族の支援が得られないケース
- ・8050問題
- ・ひきこもり状態にある方・社会的孤立のケース
- ・相談がないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけができた
- ・本人の同意がなかなかとれないケース、SOSの発信がないケース
- ・認知症初期の方々
- ・認知症本人ミーティングを立ち上げ、本人の声を聞ける場をつくったことで柔軟性が増した
- ・離婚、DV等含む家庭内不和に関する相談
- ・ごみ屋敷の相談
- ・アルコール問題を有しているケース
- ・親亡き後の障害者ケース

43

連携担当職員を配置した効果 ①複合化・複雑化事例の支援調整

福井県坂井市

基本データ

人口：91,638人
世帯数：31,777世帯
高齢化率：27.7%
面積：209.67km²
小学校区：19
中学校区：5

平成31年4月1日時点



課題

- モデル実施以前に、生活保護事業・生活困窮事業を中心にワンストップ窓口を新設したところ、**主訴が明確でない相談がワンストップ窓口に集中するようになった。**
- 経済的な課題以外にも問題を抱えているケースが多く、障害、高齢などの**各分野機関の業務との役割分担が不明確で、責任の所在があいまい**となっていた。

実施内容

- **連携担当職員の役割を整理するため学識経験者・各分野の相談機関・行政で検討会を開催。「連携担当職員の役割は、庁内や各種相談機関との調整機能」として設定。**

<支援事例>

<世帯構成>

母（50代、精神障害あり、遺族年金受給）、長女（20前半）、長男（20前半）の3人世帯（一軒家）。頼れる親族なし。

<主訴>

母が家出、自立生活をしたことがない若者兄弟世帯となり、公共料金を滞納。

⇒**連携担当職員が障害担当と生活困窮担当を招集し、会議を実施。連携担当職員が司会を担当しグループで再アセスメントを実施し、課題の整理や各部署の担当・役割を調整し、連携に向けたネットワークづくりや体制の調整を行った。**

効果

- 庁内担当課や分野別相談機関が、複合課題を分野別に支援するのではなく、**連携担当職員が進行を担い、多機関による課題アセスメントを実施。状況を調整した上で、各担当者がそれぞれの担うべき役割を理解し、連携して適切に支援に従事できる体制を構築**できた。
- これにより、世帯全体や課題全体を包括的に理解した上で、関係者と連携を図りながら支援をしていくことができるようになった。

44

連携担当職員を配置した効果 ②社会資源や仕組みの創出

福岡県大牟田市

人口：114,496人
世帯数：56,711世帯
高齢化率：36.3%
面積：81.45km²
小学校区：19
中学校区：8

平成31年4月1日時点



課題

- 地域の生活課題について、様々な分野の地域の人（福祉関係者、産業関係者、行政）で話し合う「地域共生フォーラム」を開催したところ、地域の様々な社会資源の存在と、何かしたいと考えている人がたくさんいることが判明。
- 例えば、介護事業所では利用者の「働きたい」という意欲に**どのように応えるのかという課題があり、一方企業には労働力不足という課題があった。**

実施内容

- **連携担当職員が中心となって、地域共生フォーラムに参加した企業と、介護サービス事業者をつなぎ、利用者（高齢者）の「働きたい」を応援。**

デイサービス×カーディーラー：洗車作業 デイサービス×花屋：フラワーアレンジメント等

小規模多機能型居宅介護×宅配便：メール便の配達業務 小規模多機能型居宅介護×農業：草むしり・枝拾い など

⇒ **実際に就労につながった高齢者は、作業の対価として得た報酬で配偶者が好きな食べ物をプレゼントするなど、生きがいの増加につながっている。また、リハビリに対する意欲が向上し、ADLが大きく改善。**（リハビリの効果にも留意）



- **多分野の有志に声を掛け、「地域共生社会における就労支援推進会議」をスタート（年4回開催）**

⇒ **障害者就業・生活支援センター等が参加し、他の分野にも情報やノウハウを拡げる。障害等があっても働ける就労の場が増加。**

効果

- 上記の取組をきっかけに、**高齢者だけでなく、障害者、子ども、生活困窮者を支援する関係機関が集まり、分野を統合した就労支援を行う「就労支援プラットフォーム」を構築**できた。

45

連携担当職員を配置した効果 ③情報集約・ネットワークづくり

愛知県豊田市

基本データ

人口：425,340人
世帯数：181,418世帯
高齢化率：22.6%
面積：918.3km²
小学校区：77
中学校区：28

平成31年4月1日時点



地図データ: Google

課題

- 福祉分野においては、福祉支援が必要な対象者の**早期発見、早期支援に向けたアウトリーチ機能が不足**していた。
- 消防分野では、福祉的用途(精神不安の相談・身体介助の依頼など)による救急車の119番通報が増加し、救急業務を圧迫するだけでなく、**本来必要な支援の提供に支障を生じていた**。

実施内容

- **連携担当職員が中心となり、双方の課題解決を目的として、福祉総合相談課主催による「豊田市地域密着型包括支援ネットワーク会議」を開催。**CSWや消防職員等が参加し、**消防と福祉の連携体制について協議(H29～)**
 - ・福祉総合相談課主催「支え合いの地域づくり研修」に、消防職員の参加(H30～)
 - ・豊田市アルコール問題消防連携事業実施要領の策定(H30.3～:実績7件)
 - ・豊田市救急隊員による高齢者・障がい者虐待通報要領の策定(H31.4～:実績2件)
 - ・消防と福祉の合同研修の実施(H29:一部実施、H30:検証・調整、R1:全体実施)

効果

- 約19,000件/年の救急出動を行う消防職員が**福祉視点を持ち、福祉的用途による救急車の利用者を福祉支援のネットワークにつなぐことで、福祉では確認しづらい情報集約と市民への早期支援のアプローチが可能**になった。また、結果として、救急車の適正利用にも寄与した。

46

連携担当職員を配置した効果 ④人材育成、スーパーバイズ

秋田県湯沢市

基本データ

人口：44,963人
世帯数 17,864世帯
高齢化率 38.12%
面積：790km²
小学校区：11
中学校区：6

平成31年4月1日時点



地図データ: Google

課題

- **複数の生活課題に気づいていても、整理してまとめる機能が無い。**
- 各分野の支援員が、各機関と連携できていると認識しているが、実際には各々が単独で係わり解決できないまま抱え込まれている。
- 市役所内の各課で問題を把握しているが、そこで抱え込まれている。

実施内容

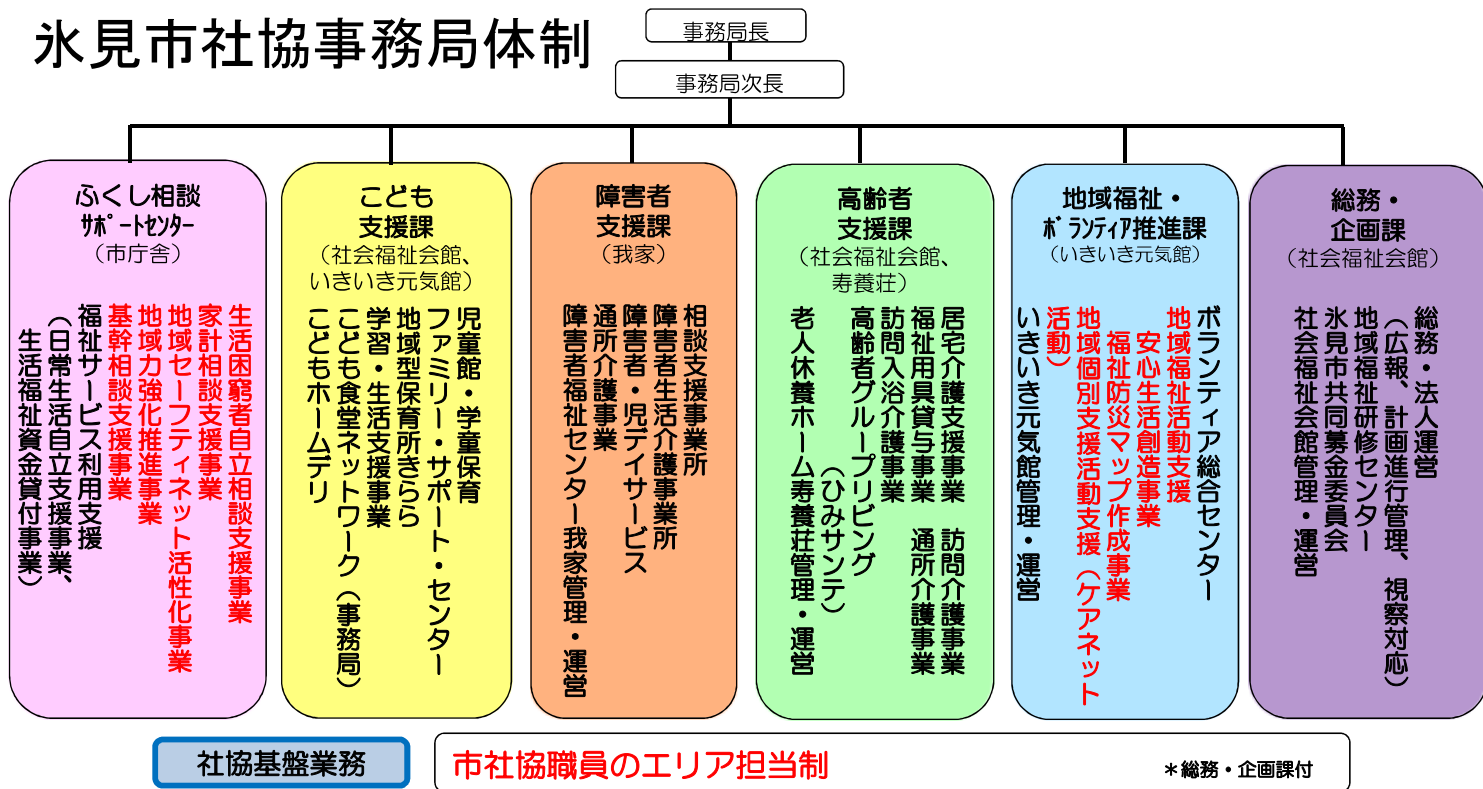
- 今まで連携がとれていなかった関係者との協議を可能とするために、複雑なケースの相談を連携担当職員につなぐ体制を整備。
- **連携担当職員が相談支援包括化推進会議を開催し、アセスメントの整理の仕方、ケースのストーリー性、キーパーソンを決めることの重要性について具体的にスーパーバイズを実施。**会議参加者に、支援方針の共有化が図られ、研修効果が発揮。
- 地域福祉推進庁内会議を設置し、「つなぎシート」を活用し、各課で把握している問題を連携担当職員につながる体制を検討。

効果

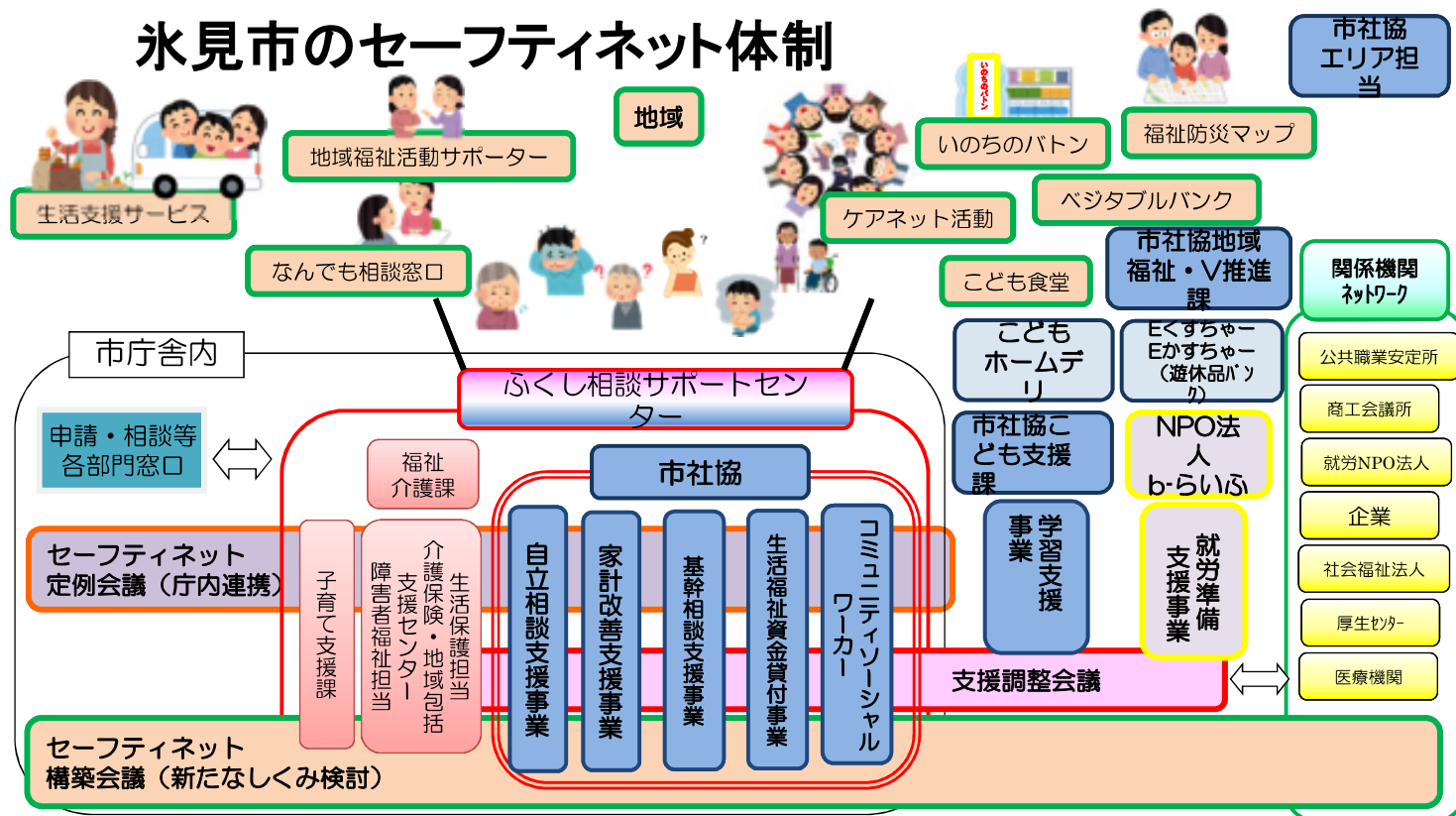
- **庁内関係者や地域関係者が参加して事例を検討する相談支援包括化推進会議を連携担当職員が中心となって運営することにより、支援調整や事例検討を行う役割を担うことで、会議を通じて研修の機会が生まれ人材育成の機会となった。**
- また、連携担当職員を設置したことにより、各種制度の範囲を超えた相談支援の文化が醸成され、他職種連携、多機関連携が可能となり、**地域生活課題を解決する体制の円滑化**が図られた。

47

氷見市社協事務局体制



氷見市のセーフティネット体制



さいごに

50

皆さまにお伝えしたいこと

□ 重層的支援体制整備事業は、専門職、行政、市民がともに進めていく事業です。

<事業実施前>

□ 事業実施にあたり、専門職は、

- ・ 現時点で、どんな連携ができており、どこに連携の難しさがあるか
- ・ 支援が届いてない方にはどんな方がいるのか
- ・ 制度以外で活用できる社会資源(居場所、参加の場等)はどこにあるか
- ・ 誰とどんな工夫をして新たな社会資源を増やしていくことができるか

ということを検討し、アイデアを柔軟に検討していく必要があります。

□ その上で、重層的支援体制整備事業の実施に向けて具体的な検討を進めていただきたいです。

<事業実施後>

□ また、事業実施後は、重層的支援体制整備事業の関係者との更なる連携の強化と、

□ 重層的支援会議への積極的な参画をお願いいたします。

51

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
 - ・ **各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用**される。
- **各事業は委託による実施も可能。**
 - ・ 同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

◆ 体制構築の進め方：各自治体の実情に応じて構築する


- 各市町村において、どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 事業実施にあたっては、**庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること**等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図ることが求められる。
- そのため、体制構築に関する基本的な考え方や進め方を以下で整理している。
- 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、**地域の実情に応じて構築されるべき**ものであり、この資料で整理している具体的な進め方や体制の事例はあくまで一例であり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である。
- また、体制構築後も、支援体制全体の状況を把握し、より適切な体制への見直しを行っていくことも必要となる。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっての考え方

各自治体の状況


- これまでのモデル事業の実績をみると、自治体によって、**庁内の体制構築の進捗や既存事業の支援スキルのレベルには差異がみられる。**
- **また、これらの違いにより、自治体ごとに各事業所の支援対象者の考え方や、支援関係機関が有する支援困難事例の状況等にも相違がある。**

A市職員




うちの自治体では、支援関係機関同士の連携や情報共有の仕組みが十分に機能していない。

B市職員



うちの自治体では、各支援関係機関が認識する支援対象者の考え方が限定的。そのために、相談者の受け止めが十分にできていない。

C市職員



うちの自治体では、特定の支援関係機関に難しい支援事例が集まっている。

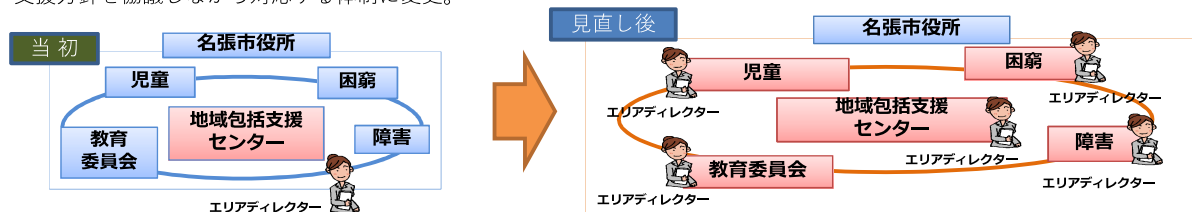
体制整備に当たって求められる取組

- 重層的支援体制整備事業の実施にあつては、**自治体内の支援機関の業務の棚卸しやケースの振り返りを行い、「抜け漏れている支援対象者」や「対応できていないケース」などを整理**することが求められる。
- これらを整理することによって、
 - ・重層的支援体制整備事業が対象とする相談者像
 - ・既存事業と重層的支援体制整備事業の役割分担
 - ・重層的支援体制整備事業の支援の範囲
 - ・重層的支援会議の対象者や検討ケースの範囲
 などが自治体内で整理されていくことが想定される。
- また、**業務や支援の棚卸しを通じて、既存事業が担う支援の範囲と、重層的支援体制整備事業が担う支援の範囲等について、関係者間で合意形成を図っていく**ことが求められる。

包括的な支援体制の整備における体制変化

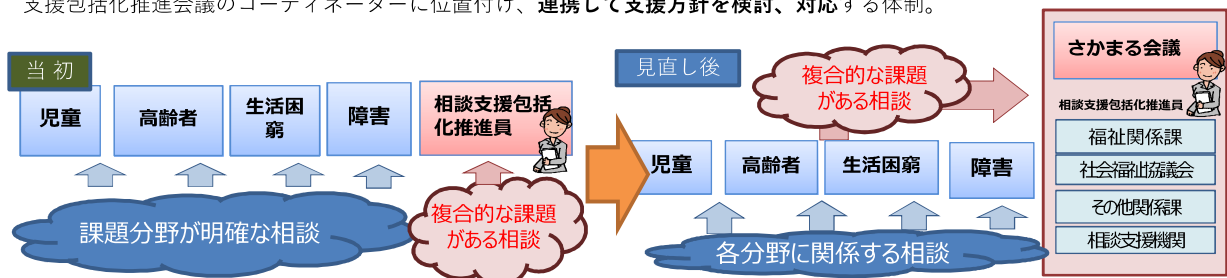
①三重県 名張市

- 当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。
→ 複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなくなっていた。
- 現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野ともに対応する必要がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関が集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。



②福井県坂井市

- 当初：各相談支援機関で対応できない複合的な課題を抱える相談、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け、ワンストップで対応する体制
- 現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーター）に位置付け、連携して支援方針を検討、対応する体制。



各地の取組事例

愛知県知多圏域
基幹相談支援機関の研修
のワークシート



| ◆◆◆重層的支援体制整備事業アンケート◆◆◆ | | | | 【別紙】アンケート調査表 |
|------------------------|---|--|--|---|
| 部署（機関）名 | 設問1）複合的課題を有するため他部署（機関）との調整が必要だった案件で、適切に連携支援できた事例 【成功事例】 | 設問2）複合的課題を有するため他部署（機関）との調整が必要な案件だったが、調整や連携支援が困難だった事例 【困難事例】 | 設問3）そもそも利用可能な福祉サービス等が限定的な（又は皆無の）案件だったが、地域住民等の協力を得て支援できた事例 【成功事例】 | 設問4）そもそも利用可能な福祉サービス等が限定的な（又は皆無の）案件で、対応が困難だった事例 【困難事例】 |
| （例）●●課●●担当 | （例）母子家庭。児童虐待案件として関わり始めたが、母親の失業を機に生活保護課へとつなぎ、連携して就労支援を行っている。 | （例）認知症気味の母と精神障がいのある娘（手帳なし）の二人暮らし。母の徘徊をきっかけにつながったが、母娘ともに判断能力が乏しく、支援を拒んで事態が悪化した。 | （例）訪問先の一人暮らし高齢者が引きこもりがちであったため、地域のサロンのスタッフ（本人の知人）から声掛けしてもらったところ、サロンに通うようになった。 | （例）近隣住民からゴミ屋敷について苦情があった。調べたところ、障がい者手帳所持者で何らかの支援が必要かもしれないが、特に利用可能なサービスもなく対応に困った。 |
| | | | | |
| | | | | |

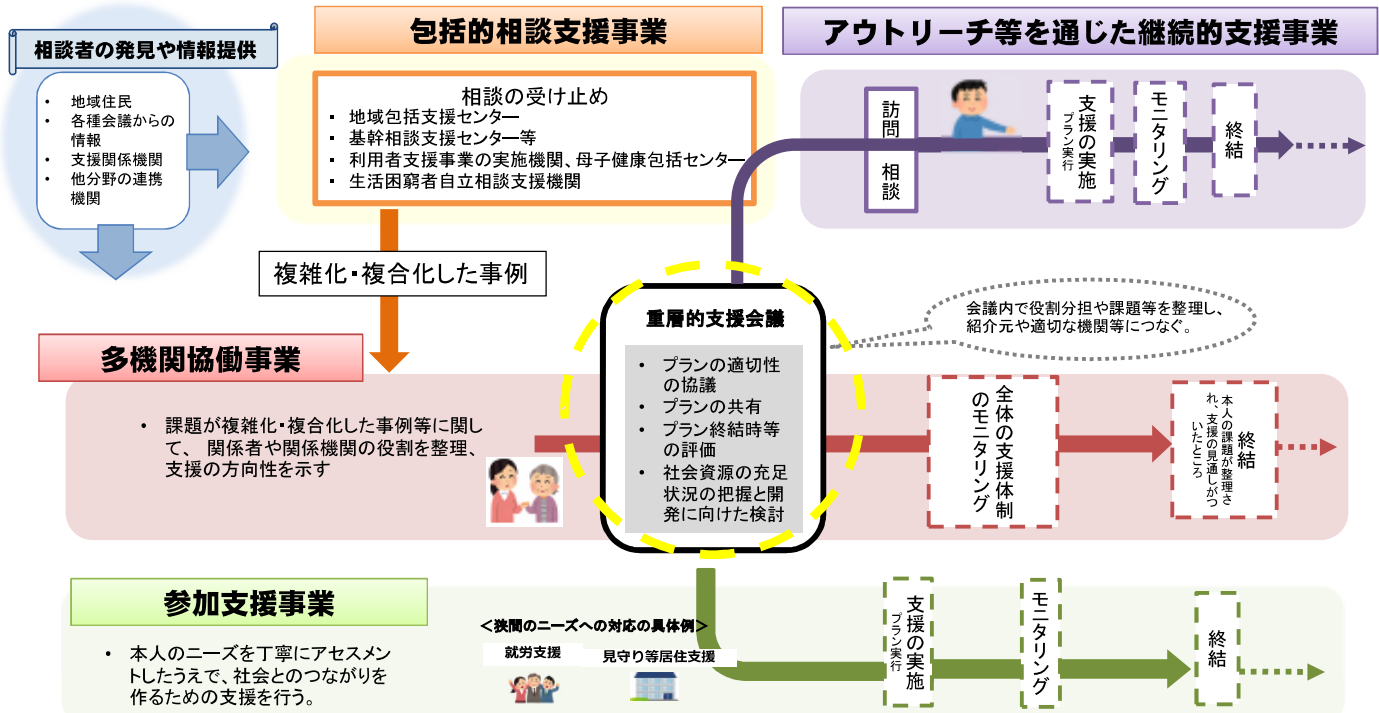
各地の取組事例

愛知県知多圏域
基幹相談支援機関の研修
のワークシート



| ◆◆◆重層的支援体制整備事業アンケート◆◆◆ | | | | 【別紙】アンケート調査表 |
|------------------------|---|--|--|---|
| 部署（機関）名 | 設問1）複合的課題を有するため他部署（機関）との調整が必要だった案件で、適切に連携支援できた事例 【成功事例】 | 設問2）複合的課題を有するため他部署（機関）との調整が必要な案件だったが、調整や連携支援が困難だった事例 【困難事例】 | 設問3）そもそも利用可能な福祉サービス等が限定的な（又は皆無の）案件だったが、地域住民等の協力を得て支援できた事例 【成功事例】 | 設問4）そもそも利用可能な福祉サービス等が限定的な（又は皆無の）案件で、対応が困難だった事例 【困難事例】 |
| （例）●●課●●担当 | （例）母子家庭。児童虐待案件として関わり始めたが、母親の失業を機に生活保護課へとつなぎ、連携して就労支援を行っている。 | （例）認知症気味の母と精神障がいのある娘（手帳なし）の二人暮らし。母の徘徊をきっかけにつながったが、母娘ともに判断能力が乏しく、支援を拒んで事態が悪化した。 | （例）訪問先の一人暮らし高齢者が引きこもりがちであったため、地域のサロンのスタッフ（本人の知人）から声掛けしてもらったところ、サロンに通うようになった。 | （例）近隣住民からゴミ屋敷について苦情があった。調べたところ、障がい者手帳所持者で何らかの支援が必要かもしれないが、特に利用可能なサービスもなく対応に困った。 |
| | <p>どんな連携が うまくできているのか？ そのコツは？</p> | <p>わが町の隙間 はどこにある？ どう 連携したら？</p> | <p>どんなつながり や居場所が有効 だったのか？ つながったきっかけは？</p> | <p>どんな居場所 や見守りがあったら？ 誰とチームを組んだら？</p> |

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

58

最後に ～地域共生社会の実現に向けて～

- 令和3年4月から施行される重層的支援体制整備事業の**実施自治体数**は、今後、**徐々に増加**していく見込み。
 → 御参加の方々の中には、少し遠い存在かもしれない。
 → 事業は「**地域共生社会の実現**」に向けたツールの一つ。
- 他方で、生きにくさやリスクの複雑化・複合化が顕在化。
 → 「**人と人がつながり続ける『地域共生社会』**」の実現こそが重要。
- 社会には様々な生きにくさを抱えた人がいるという事実を知り、心にとどめ、思いをはせ、その一人ひとりに想像力を持ち、何ができるかを考えることが大事。
- 近い将来、「**人と人がつながり続ける『地域共生社会』**」が日常になっていることを祈って。

重層的支援体制整備事業の施行に向けたスケジュール(イメージ)

| | 令和2年 | | | | | | | | | | | | 令和3年 | | | | | |
|---------|------|----|----|-----------|----------|-------------------------------|------------|----|----|--------------------|----------------|-----|-----------|---|-----------|---------|--------|--------|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | | |
| 自治体への周知 | | | | 自治体との意見交換 | | 研修企画委員会 (支援の流れ、予算関連、体制整備等) | | | | | | | | 国研修／支援者向け | シンポジウム | | | |
| | | | | | | 改正概要、財政措置の説明など | 全国担当者会議 | | | 国研修／新事業 実施自治体向け | | | | 8ブロック別研修／ モデル事業実施自治体向け | 国研修／支援者向け | 主管部局長会議 | 主管課長会議 | 4月1日施行 |
| 予算関係 | | | | | R3予算局内検討 | R3予算会計要求 | 所要見込額アンケート | | | R3予算概算要求 | 所要見込額アンケート(最終) | | R2補正予算審議※ | R3当初予算審議※ | | | | |
| 通知関係 | | | | | | | | | | | | | | 各種通知の発出 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・政省令 ・自治体マニュアル ・計画について ・連携通知 ・交付要綱(案) ・実施要綱(案) | | | | |

※ 例年のスケジュール